平成 21 年５月 18 日

各　　位

会 社 名　　株 式 会 社 ヤ マ ダ 電 機
代 表 者 名　　代表取締役社長　一宮 忠男
（コード番号 9831 東証第一部）
問 合 せ 先　　取締役兼執行役員専務 岡本 潤
（TEL. 027-345-8807）

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年５月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年６月 26 日開催予定の第 32 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1)　当社の事業規模の拡大と事業内容の多様化に備えるため、事業目的に追加、所要の変更を行うものであります。

(2)　「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年１月５日に施行されたことに伴い所要の変更を行うものであります。

(3)　株主総会の招集権者および議長、ならびに取締役会の招集権者および議長についての定めを変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現　行　定　款 | 変　更　定　款　案 |
|---|---|
| （目的）<br>第２条<br>１．<br>〵　　（条文記載省略）<br>12.<br>13. 建築工事、土木工事、水道工事の請負業。 | （目的）<br>第２条<br>１．<br>〵　　（現行どおり）<br>12.<br>13. 建築工事、<u>リフォーム工事、</u>土木工事、水道工事の請負業。 |

| | |
|---|---|
| 14.<br>〳〵　（条文記載省略）<br>17.<br>18. 酒類の販売業並びに取りつぎ販売業<br>19.　（条文記載省略）<br>20. 医薬品、動物用医薬品、医療器具、化学工業薬品および計量器の販売業ならびに薬局および診療所の経営<br><br>（条文記載新設）<br><br>21. 前各号に附帯関連する一切の業務。 | 14.<br>〳〵　（現行どおり）<br>17.<br>18. 酒類の販売業並びに取りつぎ販売業。<br>19.　（現行どおり）<br>20. 医薬品、動物用医薬品、医療器具、化学工業薬品および計量器の販売業ならびに薬局および診療所の経営。<br>21. 食料品、衣料品、化粧品、ペット用品、皮革製品、タバコの販売。<br>22. 屋外広告物の企画、運営、賃貸。<br>23. 前各号に附帯関連する一切の業務。 |
| （発行可能株式総数）<br>第６条　当会社の発行可能株式総数は、2 億株とする。 | （発行可能株式総数）<br>第６条　（現行どおり） |
| （株券の発行）<br>第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。 | （削る） |
| （自己の株式の取得）<br>第８条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を買い受けることができる。 | （自己の株式の取得）<br>第７条　（現行どおり） |
| （単元株式数および単元未満株券の不発行）<br>第９条　当会社の単元株式の数は、10 株とする。<br>② 当会社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。 | （単元株式数）<br>第８条　当会社の単元株式の数は、10 株とする。<br>（削る） |
| （単元未満株式についての権利） | （単元未満株式についての権利） |

| | |
|---|---|
| 第10条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 | 第9条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 |
| (1)　会社法第189条第2項各号に掲げる権利 | (1)　会社法第189条第2項各号に掲げる権利 |
| (2)　会社法第166条第1項の規定に関する請求をする権利 | (2)　会社法第166条第1項の規定に関する請求をする権利 |
| (3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 | (3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 |
| (4)　第12条に定める請求をする権利 | (4)　第11条に定める請求をする権利 |
| （株式取扱規程） | （株式取扱規程） |
| 第11条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 | 第10条　　（現行どおり） |
| （単元未満株式の買増し） | （単元未満株式の買増し） |
| 第12条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 | 第11条　　（現行どおり） |
| （株主名簿管理人） | （株主名簿管理人） |
| 第13条　当会社は、株主名簿管理人をおく。 | 第12条　当会社は、株主名簿管理人をおく。 |
| ②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 | ②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 |
| ③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当 | ③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 |

| | |
|---|---|
| 会社においては取り扱わない。 | |
| （基準日） | （基準日） |
| 第14条　（条文記載省略） | 第13条　（現行どおり） |
| ②　（条文記載省略） | ②　（現行どおり） |
| （招集） | （招集） |
| 第15条　（条文記載省略） | 第14条　（現行どおり） |
| ②　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 | ②　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長が招集する。ただし、取締役会長および取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 |
| （議長） | （議長） |
| 第16条　株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 | 第15条　株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれにあたる。取締役会長および取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 |
| 第17条～第24条　（条文記載省略） | 第16条～第23条　（現行どおり） |
| （取締役会の招集権者および議長） | （取締役会の招集権者および議長） |
| 第25条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 | 第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。 |
| ②　取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 | ②　取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 |
| 第26条～第46条　（条文記載省略） | 第25条～第45条　（現行どおり） |
| （条文記載新設） | 附則 |
| | 第1条　当会社の株券喪失登録簿の作成お |

| | |
|---|---|
| | よび備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。<br>第２条　前条および本条は、平成 22 年１月６日をもって削るものとする。 |

日　程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 21 年６月 26 日（金）

定款変更の効力発生予定日　　平成 21 年６月 26 日（金）

以　上